

第9回適格消費者団体連絡協議会実施報告

- * 日時：8月28日(土)午後1時30分～5時45分
- * 場所：かでの2・7 520号室
- * 参加者：消費者機構日本、消費者支援機構関西、全国消費生活相談員協会、京都消費者契約ネットワーク、消費者ネット広島、ひょうご消費者ネット、埼玉消費者被害をなくす会、あいち消費者被害防止ネットワーク、消費者ネットおかやま、大分県消費者問題ネットワーク、消費者支援機構福岡、消費者支援ネットくまもと、消費者支援ネット北海道(適格消費者団体9団体、目指す団体4団体)
- * オブザーバー参加：北海道環境生活部(2名)、札幌市消費者センター(1名)、消費者庁(2名)
- * 事務局 4名

議事次第

1. 開会挨拶
2. オブザーバー紹介
3. 活動報告(1)(北海道、札幌市より消費者行政についての取組,各団体の活動報告)
4. 活動報告(2)差止請求訴訟案件についての情報交換
5. 活動を進める上での諸課題についての意見交換
 - ・適格消費者団体の更新手続きについて
 - ・携帯電話に係る申入れ事例についての情報交換
6. 消費者庁からの報告
7. 閉会の挨拶

【主な内容】

開会挨拶を消費者支援ネット北海道(以下、「ホクネット」という。)瀬川理事長が行い、今年の2月に適格認定を受けた報告とお礼、今後の抱負を述べ、他団体や行政との連携を一層強化していく旨の報告がありました。その後、議事進行は町村検討委員長がおこない、活発な意見交換がおこなわれました。

今回、北海道で初めての開催ではありましたが、遠くは九州の熊本県、大分県、福岡県から参加をいただき、適格消費者団体は9団体で、ホクネット関係者を含めて36名・目指す団体は4団体6名、行政関係者については、消費者庁2名、北海道環境生活部消費者安全課2名、札幌市1名と総勢50名弱の参加となりました。

議事次第の最初の活動報告では、行政サイドからの北海道環境生活部消費者安全課千葉課長から、北海道の消費生活相談体制や行政措置の概況で特定商取引法に基づく措置が全国で3番目であることや消費者教育の重要性が話され、続いて札幌市消費者センター所長渡辺三省氏からは高齢者・若者の消費者教育が必要であり、特に高齢者見守りネットワークで事前の連絡体制で被害の未然防止を図っているとの報告がありました。

次に各団体からの活動報告では、1団体3分間という短い制限時間でしたが、様々な活動内容が紹介され、特にまだ適格消費者団体がない九州ではなるべく早く認定をとりたいとする声や、最近認定を受けた適格消費者団体からは、差止請求を年度内に1件は起こしたいとする要望もだされ、それぞれの団体の特色が色濃くでた報告でした。



携帯電話の活動交流では、携帯電話の公式サイトの情報コンテンツの提供方法と料金徴収方法の問題や解約料について、差止請求を提起したことや携帯電話事業者への差止請求を提起したあとに、個別被害者救済のため、被害対策弁護団を結成したとの報告があり、それぞれの団体での取り組みの工夫が紹介されました。

最後に消費者庁鈴木 敦士氏より、適格消費者団体連絡協議会のあり方と支援の方法、その他集团的消費者被害救済制度研究会の報告がなされ、特に集团的消費者被害救済制度の検討については、消費者委員会に専門調査会を設置し、集合訴訟を中心に検討がすすむ予定とのこと。今後の検討が注目されるところです。

適格消費者団体連絡協議会終了予定時間は午後 5 時 30 分でしたが、質問・意見などが活発にだされ、終了予定時間をかなりオーバーしての閉会になり、その後に別会場でおこなわれた懇親会では、さらに親交を深め楽しいひとときを過ごしました。